

讀五經正義札記(五)

—李学勤主編『十三經注疏整理本(繁体版)』管見—

野間 文史

7 李学勤主編『十三經注疏整理本(繁体版)』管見

前稿札記(四)では、『十三經注疏』整理委員会(李学勤主編)『標点本十三經注疏(簡体版)』を瞥見したが、その後「二〇〇〇年十二月」奥付の「繁体版」が継いで刊行された。筆者がこれを入手したのは今年七月半ばのことである。したがって、このたびも充分に時間をかける余裕はなかったものの、前稿で検討した箇所をもとにこの「繁体版」についても検討してみたところ、「繁体版」の段階での若干の補正等も見出すことができたし、また前稿で筆者が見落としていた部分も判明したので、これを札記(五)としてまとめてみた次第である。

ところで、前稿の最後に、
このたびの標点本の出版によって「十三經注疏」が極めて読みやすいものとなったのは、初学の者のみならず經学研究の徒には有り難いことである。經書・經学にとって快挙といふべき

であろう。願わくば続く「繁体版」は縦組みで、もう少し大きい活字で出版されんことを。

と記したが、「繁体版」全二十六冊は堅牢な精装本で、活字は大きく、しかも縦組みに組まれており、筆者が願っていた通りになっていたのは、まことに喜ばしい。

また前稿冒頭で、

かつて顧頡剛氏を中心として企画刊行された「校点本二十四史」が、いまや研究者の間で定本化されたのと同様なことが、はたしてこの「標点本十三經注疏」にも起こるのであるか。興味深い問題である。

と述べたものの、「簡体版」についてはその判断を留保しておいた。そしてこのたびの「繁体版」に対する評価であるが、筆者の判断では、これが今後の研究者にとって充分に「定本」となりうることを、あらかじめ申し述べておきたい。

そういう前提に立つたうえで、以下に述べる若干の問題点は、この「繁体版」を「定本」として利用する際の、いわば注意事項と見

なしていただければ幸いである。また前稿と重複する部分が多々有るであろうが、将来、もし本「札記」をまとめる機会が有るとすれば、その際には整理し直したいと考えている。

◇

さて「繁体版」もその「整理」方法は基本的に「簡体版」と変わらない。もつとも、ただ単純に簡体字を繁体字に置換し、横組みを縦組みに組み替えただけのものでもないようである。その具体例については、以下の検討中も言及するであろう。

ただし一点だけ、「凡例」中の「校勘」の項に関し、孫詒讓『十三經注疏校記』に加えて、

系統地參考并吸收了清人有關十三經注疏一些代表作的成果。

として以下の諸文献が挙げられているのが注目される。

- 孫星衍『尚書今古文注疏』
- 李道平『周易集解纂疏』
- 王先謙『詩三家義集疏』
- 馬瑞辰『毛詩伝箋通釈』
- 孫詒讓『周禮正義』
- 胡培翬『儀禮正義』
- 朱彬『禮記訓纂』
- 洪亮吉『春秋左伝詁』

- 陳立『公羊義疏』
- 鍾文炘『穀梁補注』
- 劉宝楠『論語正義』
- 皮錫瑞『孝經鄭注義疏』
- 焦循『孟子正義』
- 郝懿行『爾雅義疏』

いわゆる清朝の新疏を参考に行っているわけであるが、これらの諸文献は「経」「伝」「注」文の校勘はともかく、「疏」文にはあまり有効ではないのではないか。しかしさらに、

擇要吸收近現代學術界有關的校勘、辯證、考異、正誤等方面的成果。

という一文が付け加えられており、「凡例」中に明記されてはいないけれども、阮元「校勘記」以降の校勘の成果が参考にされているものようである。以下、前稿に挙げた例に沿って検討してみよう。

◇

前稿の例1(周易正義03-08b・簡体版97頁・繁体版二四頁)・例2(論語注疏14-13a・簡体版198頁・繁体版三四頁)・例3(論語注疏18-06a・簡体版252頁・繁体版二八頁)は阮元本に優る善本の例の紹介であったが、もちろん「繁体版」でも、この例はそのまま該当する。

ただ阮元「校勘記」が言及するものについては、それに依拠して修正を施すこと、「凡例」に述べるとおりである。「周易正義」から一例挙げてみよう。

【例1】九三、咸其股、執其隨、往吝。「股之爲物、隨足者也。進不能制動、退不能靜處、所感在股、志在隨人者也。志在隨人、所執亦以賤矣。用斯以往、吝其宜也。」*

象曰、「咸其股」、亦不處也。志在隨人、所執下也。

【疏】正義曰、「咸其股、亦不處也」者、非但進不能制動、退亦不能靜處也。「所執下」者、既「志在隨人」、是其志意所執下賤也。（周易正義04-02b・03a）

この箇所附された阮元「校勘記」に、

吝其宜也 此下十行本・閩・監・毛本並脱去正義一段。今據錢本・宋本錄之於下。「正義曰、咸其股、執其隨、往吝者、九三處二之上、轉高至股。股之爲體、動靜隨足、進不能制足之動、退不能靜守其處。股是可動之物、足動則隨、不能自處、常執其隨足之志、故云、咸其股、執其隨。施之於人、自无操持、志在隨人、所執卑下、以斯而往、鄙吝之道、故言往吝」。

と述べているように、十行本以下の諸版本には長文の脱字が存在している。しかし「整理本」（簡体版141頁・繁体版255頁）では、これを補っているのである。

九三：咸其股，執其隨，往吝。股之爲

物，隨足者也。進不能制動，退不能靜處^①，所感在股，「志在隨人」者也。「志在隨人」，所執亦以賤矣。用斯以往，吝其宜也。

【疏】正義曰：「咸其股執其隨往吝」者，九三處二之上，轉高至股。股之爲體，動靜隨足，進不能制足之動，退不能靜守其處。股是可動之物，足動則隨，不能自處，常執其隨足之志，故云「咸其股執其隨」。施之於人，自无操持，志在隨人，所執卑下，以斯而往，鄙吝之道，故言「往吝」^②。象曰：

「咸其股」，亦不處也。志在隨人，所執下也。【疏】正義曰：「咸其股亦不處也」者，非但進

不能制動，退亦不能靜處也。「所執下」者，既「志在隨人」，是其志意所執下賤也。

① 「疏正義曰」至「故言往吝」一百零二字原無，按阮校：「十行本、閩、監、毛本並脱去正義一段，今據錢本、宋本錄之於下。」據補「正義曰」至「故言往吝」一百零一字，並據全書體例補全「疏」字。

ただし前稿で述べたように、阮元が見るに及ばなかった善本の利用はやはり無いようである。金沢文庫旧蔵本『論語注疏』からもう一例挙げてみよう。

【例II】子曰夷狄之有君不如諸夏之亡也（包曰諸夏中國亡無也）

「疏」子曰夷狄之有君不如諸夏之亡也○正義曰此章言中國禮義之盛而夷狄無也舉夷狄則戎蠻可知諸夏中國也亡無也言夷狄雖有君長而無禮義中國雖偶無君若周召共和之年而禮義不廢故曰夷狄之有君不如諸夏之亡也○注包曰諸夏中國○正義曰此及閔元年左氏傳皆言諸夏襄四年左傳魏絳云諸夷必叛華夏皆謂中國而謂之華夏者夏大也言有禮儀之大有文章之華也。（論語疏 03-03b）

右は阮刻本、左は宋版にもとづいて句読を施したものである。もつともこの例の場合、宋版を見なくても、あるいは襄公四年の伝文に当たらなくても、文脈の上から少なくとも「夷」字が「華」字の誤りであることは自明であろう。

「疏」子曰夷狄之有君不如諸夏之亡也○正義曰、此章言中國禮義之盛、而夷狄無也。舉夷狄則戎蠻可知。「諸夏」中國也。「亡」無也。言夷狄雖有君長、而無禮義。中國雖偶無君、若周・召共和之年、而禮義不廢。故曰「夷狄之有君、不如諸夏之亡也」。

○注包曰諸夏中國○正義曰、此及閔元年左氏傳、皆言「諸夏」。襄四年左傳、魏絳云「諸華必叛」。「華」「夏」皆謂中國也。中國而謂之「華」「夏」者、「夏」大也。言有禮儀之大、有文章之華也。

しかし「繁体版」（三三頁）は阮刻本の通りである。これでは意味が通らない。ちなみに『春秋左伝正義』（11-02a）にも以下のように見える。

○注諸夏至近也○正義曰、此言「諸夏」、襄四年傳、魏絳云「諸華必叛」。「華」「夏」皆謂中國也。中國而謂之「華夏」者、「夏」大也。言有禮儀之大、有文章之華也。

なお前稿「二一」阮元以後の校勘記」節の最後部で次のように述べた。

このような例は、実は各注疏中で枚挙に暇がない。阮元以降の「校勘」の業績を踏まえた定本が求められるところであろう。特に吉川幸次郎氏を主幹とする『尚書正義定本』への言及が無いのは、いかがなものであろうか。

しかし前稿作成時には気づいていなかったことであるが、すでに「簡体版」にも「尚書正義定本」に拠る校定が行われていたことが判明した。今回調べてみると、実に8例を見出し得たのである（繁体版の二三・三三・三三〇・三三九・三七一・三七七・三七三頁）。ところがどうしたことか、当該箇所を阮元本について当たってみると、すべていわゆる「尚書正義定本」に拠るまでもなく、阮元本はその校定後の通りなのである。これはいったいどういうことであろうか。また、この「尚書正義定本」とは果たして何を指すのであろうか。少なくとも吉川幸次郎氏『尚書正義定本』を指すものではない。なぜなら、『尚書正義定本』に拠らない例が見られるからである。

【例Ⅲ】在武丁時則有若甘盤（高宗即位甘盤佐之後有傳説）

○傳高宗至傳説○正義曰孔命篇高宗云台小子舊學于甘盤既乃遯於荒野高宗未立之前已有甘盤免喪不言乃求傳説明其即位之初有甘盤佐之甘盤卒後有傳説……（尚書正義 16-21a）

『正義』冒頭の「孔」字は「説」字の誤りで、『尚書正義定本』では正しい表記になっている。これにもとづいて句読を施すと以下のようになるであろう。

○正義曰、説命篇、高宗云「台小子舊學于甘盤、既乃遯於荒野」。高宗未立之前、已有甘盤。免喪不言、乃求傳説。明其即位之初、有「甘盤佐之」。甘盤卒、「後有傳説」。

しかし「繁体版」（至三頁）は「孔」字のままに標点を施している。

○傳「高宗」至「傳説」○正義曰：孔命篇高宗云：「台小子舊學于甘盤、既乃遯於荒野。」高宗未立之前已有甘盤、免喪不言、乃求傳説、明其即位之初、有甘盤佐之、甘盤卒後有傳説。計傳説當有大功、此惟數六人、不言傳説者、周公意所不言、未知其故。

吉川幸次郎氏『尚書正義定本』・「説尚書注疏記」と同様、加藤虎之亮氏『周禮經注疏音義校勘記上・下』は、『周禮疏』を読む際には必携の工具書であるが、これも利用されていない。一例だけ挙げよう。

【例Ⅳ】胥十有二人徒百有二十人（此民給徭役者。若今衛士矣。胥讀如謂。謂其有才知爲什長。）

「疏」胥十至十人○釋曰……○注此民至什長○釋曰……又云胥讀如謂謂其有才知爲什長者案周室之内稱胥者多謂若大胥小胥胥師之類雖不爲什長皆是有才智之稱彼不讀從謂從此讀可知唯有追胥胥是伺搏盜賊非有才智也……（周禮疏 01-07a）

この条について加藤氏は次のように述べている。

周室之内 諸本同、誤也、疏浙本室作禮。殿何黃本從之、是也、孫本改官、**案**孫本似爲形似之誤、然未免臆解、不如從疏浙本之爲愈也、

すなわち、右の「室」字は「禮」字の誤りであり、孫詒讓『周禮正義』所引が「官」字に改めるのは臆改であるという指摘である。この加藤氏の指摘が正しいことは、現に「八行本」（景印宋浙東茶壚司本 國立故宮博物院一九七六年印行）によって確認できる。そこでこれに従って句読を施すと以下の通りである。

○注此民至什長○釋曰……又云「胥讀如謂、謂其有才智爲什長者」。

案周禮之内、稱「胥」者多。謂若大胥・小胥・胥師之類、雖不爲什長、皆是有才智之稱。彼不讀從謂、從此讀可知。唯有追胥、胥是伺搏盜賊、非有才智也。……(周禮疏01-07a)

ところが「繁体版」では「室」字のままである(10頁)。したがって参考にしたはずの孫詒讓『周禮正義』(ちなみに『十三經注疏校記』ではない。念のため。)の改定(加藤氏のいわゆる臆解)にも気づいていないのであろう。しかも、句詁には誤りが有るようである。

今衛士者、衛士亦給徭役、故舉漢法況之。又云「胥讀如謂、謂其有才智、爲什長」者、案：周室之内稱「胥」者、多謂若大胥、小胥、胥師之類、雖不爲什長、皆是有才智之稱。彼不讀從謂、從此讀可知。唯有追胥、胥是伺搏盜賊、非有才智也。湯歸妹六三「以須」、



前稿「二二二 語法と校勘」の節で挙げた例4(春秋正義 15-05b・簡体版406頁・繁体版四〇五頁)・例5(儀禮疏 03-11a・簡体版54頁・繁体版二頁)の例は、「繁体版」にもそのまま適用できるものである。そして続く「二二三 誤刻と句詁」の節に挙げた三例、例6、例8もまた「繁体版」にそのまま適用できる。

そこで、『春秋正義』からもう一例(06-14b)、誤刻にもとづく誤

り、ここでは引用範囲の指摘の誤りの例を挙げてみよう。

例V 始殺而嘗(建酉之月、陰氣始殺、嘉穀始熟。故薦嘗於宗廟。)

〔疏〕注建酉至宗廟○正義曰嘗者薦於宗廟以嘗新爲名知必待嘉穀熟乃爲之也詩稱八月其穫穫刈嘉穀在於八月知始殺爲建酉之月陰氣始殺也釋例曰詩兼葭蒼蒼白露爲霜以證始殺百草也月令孟秋白露降季秋霜始降然則七月有白露八月露結九月乃成霜時寒乃漸歲事稍成八月嘉穀熟所薦之物備故以建酉之月薦嘗於宗廟。……

右の「曰」字は「引」字の誤刻である。これを修正して句詁を施すと以下の通りである。

正義曰、「嘗」者薦於宗廟、以嘗新爲名、知必待嘉穀熟乃爲之也。詩稱「八月其穫」。穫刈嘉穀、在於八月、知「始殺」爲「建酉之月、陰氣始殺」也。釋例引詩「兼葭蒼蒼、白露爲霜」、以證始殺百草也。月令「孟秋白露降」、「季秋霜始降」。然則七月有白露、八月露結、九月乃成霜。時寒乃漸、歲事稍成。八月嘉穀熟、所薦之物備、故以「建酉之月」、「薦嘗於宗廟」。

ところが「繁体版」(2頁)は「曰」字のままに標点を施しているため、『釋例』の文章をここに引用した最後までと見なしてしまつた。しかし、この部分は『正義』の地の文章である。

也？買、服以雩爲遠，故杜從之也。始殺而嘗，建

西之月，陰氣始殺，嘉穀始熟，故薦嘗於宗廟。〔疏〕

注「建酉」至「宗廟」。○正義曰：嘗者，薦於宗廟，

以嘗新爲名，知必待嘉穀熟乃爲之也。詩稱「八月其

穫」，穫刈嘉穀在於八月。知始殺爲建酉之月陰氣始

殺也。釋例曰：「詩兼葭蒼蒼，白露爲霜，以證始殺

百草也。月令「孟秋白露降」，「季秋霜始降」，然則七

月有白露，八月露結，九月乃成霜，時寒乃漸，歲事稍

成。八月嘉穀熟，所薦之物備，故以建酉之月薦嘗於

宗廟。」案月令孟秋「農乃登穀，天子嘗新，先薦寢廟」，

◇

前稿「三書名の確定」で挙げた例9、例14までの6例は、い

れも「繁体版」にも該当するものである。さらにまた「四佚書の

引用部分の確定」の例15、例17も同様である。

そこで本稿では『禮記正義』中から、誤字（引用間違い？）によ

る引用部分の確定の誤りと思われる例を挙げておく。いささか長文

であるが、前半に許慎『五經異義』と鄭玄の『駁五經異義』を引用

した上での議論である（03-07b）。

例VI 刑不上大夫「不與賢者犯法。其犯法、則在八議輕重、不在刑書。」

○注不與至刑書○正義曰、……異義禮戴說刑不上大夫古周禮說士尸肆諸市大夫尸肆諸朝是大夫有刑許慎謹案易曰鼎折足覆公餗其刑渥凶

無刑不上大夫之事從周禮之說鄭康成駁之云凡有爵者與王同族大夫以

上適甸師氏令人不見是以云刑不上大夫如鄭之言則於戴禮及周禮二說

俱合但大夫罪未定之前則皆在八議此經注是也若罪已定將刑殺則適甸

師氏是也凡王朝大夫以上及王之同姓皆刑之於甸師氏故掌戮云凡有爵

者及王之同族有罪則死刑焉是也若王之庶姓之士及諸侯大夫則戮於朝

故襄二十二年楚殺令尹子南戶諸朝是大夫於朝也列國大夫入天子之國

曰某士明天子之士亦在朝也諸侯大夫既在朝則諸侯之士在市故檀弓云

君之臣不免於罪則將肆諸市朝鄭云大夫於朝士於市是也

これについて吉川幸次郎氏「禮記注疏曲禮篇校記」は以下のよう

に述べている（句読点等は筆者による）。

故掌戮云凡有爵者及王之同族有罪則死刑焉是也「戮」疑當作

「囚」、「族」下疑脱「奉而適甸師氏以待刑殺甸師云王之同姓

有罪」十七字。

思うに、吉川氏の校記は、『周禮』の天官「甸師」職、秋官「掌

囚」「掌戮」職の本文が以下のようなことを根拠にし、また文

脈を考慮したうえで、ここに誤字と脱文が有るとされたのであろう。

甸師、掌帥其屬而耕耨王藉、以時入之、以共齎盛。祭祀、共蕭

茅、共野果蔬之薦。喪事、代王受管絃。王之同姓有舉、則死刑

焉。帥其徒以薪蒸、役外內饗之事。

掌囚、掌守盜賊凡囚者。上罪梏而箠、中罪桎梏、下罪梏。王

之同族奉、有爵者極、以待弊罪。及刑殺、告刑于王、奉而適朝士、加明梏、以適市而刑殺之。凡有爵者與王之同族、奉而適甸師氏以待刑殺。

〔掌戮〕、掌斬殺賊謀而搏之。凡殺其親者焚之、殺王之親者辜之。凡殺人者、踏諸市、肆之三日、刑盜于市。凡罪之麗於灋者亦如之。唯王之同族與有爵者、殺之于甸師氏。凡軍旅田役斬殺刑戮亦如之。墨者使守門、劓者使守關、宮者使守內、別者使守圍、髡者使守積。

吉川氏の校定はいささか大胆なもののようにも思えるが、これに従って句讀を施すと以下のようになる。

○注不與至刑書○正義曰、……異義「禮戴說、『刑不上大夫』。古周禮說、『士尸肆諸市、大夫尸肆諸朝』。是大夫有刑。許慎謹案、易曰『鼎折足、覆公餗、其刑渥、凶』、無『刑不上大夫』之事。從周禮之說」。鄭康成駁之云、「凡有爵者與王同族、大夫以上適甸師氏、令人不見。是以云『刑不上大夫』」。如鄭之言、則於戴禮及周禮二說俱合。但大夫罪未定之前、則皆在八議。此經注、是也。若罪已定將刑殺、則適甸師氏、是也。凡王朝大夫以上及王之同姓、皆刑之於甸師氏。故掌囚云、「凡有爵者及王之同族奉而適甸師氏、以待刑殺」、甸師云「王之同姓有罪、則死刑焉」是也。若王之庶姓之士及諸侯大夫、則戮於朝。故襄二十二年、「楚殺令尹子南、尸諸朝」、是大夫於朝也。列國大夫入天子之國曰某士、明天子之士亦在朝也。諸侯大夫既在朝、

則諸侯之士在市。故檀弓云「君之臣不免於罪、則將肆諸市朝」。鄭云「大夫於朝、士於市」是也。（禮記疏 33-37p）

これに対して「繁体版」は「掌戮」のままに標点を施しているのであるが、「掌戮」職に該当する文章が見当たらないためであるう、引用符号は付けていない（禮記正義 三・四頁）。

之事、從周禮之說。鄭康成駁之云：「凡有爵者、與王同族。大夫以上、適甸師氏、令人不見、是以云刑不上大夫。」如鄭之言、則於戴禮及周禮二說俱合、但大夫罪未定之前、則皆在八議、此經注是也。若罪已定、將刑殺、則適甸師氏是也。凡王朝大夫以上及王之同姓、皆刑之於甸師氏、故掌戮云、凡有爵者及王之同族有罪、則死刑焉、是也。若王之庶姓之士、及諸侯大夫、則戮於朝。故襄二十二年、楚殺令尹子南、尸諸朝、是大夫於朝也。列國大夫入天子之國曰某士、明天子之士亦在朝也。諸侯大夫既在朝、則諸侯之士在市、故檀弓云：「君之臣不免於罪、則將肆諸市朝。」鄭云大夫於朝、士於市、是也。

前稿「五 嘉慶本『春秋左傳注疏』誤刻一覽」では嘉慶本の誤刻

と道光重刊本による補正の例を紹介した。そして「簡体版」が重刊本以降の版本を底本にしていることから、先ず「重刊本で訂正されている例」、後に「阮本の誤刻の例」を挙げ、「簡体版」の補正の部分を指摘した。

そして今回、これらを「繁体版」について検討してみたところ、おおむね「簡体版」の場合と同様の結果が得られたのであるが、注目すべきは「繁体版」の段階における若干の修正の箇所も見出し得るとともに、さらに前回の筆者の見落としている箇所もまた判明した。以下、前稿から該当する部分のみを摘録し、その後には◎印を施して解説・補正を述べさせていたたく。

重刊本で訂正されている例

- ・二十三日有丙戌(03-08b-8) 阮本は「三」字を「二」字に、「有」字を「在」字に誤刻。重刊本は「三」字のみ訂正。**標点本**は「二十三日在丙戌」、つまり嘉慶本のまま。

◎「嘉慶本」は「重刊本」の誤記であった。

- ・服虔以爲祝與司徒算(36-10b-1) 「算」字は「等」字の誤刻。

- ・五等之宣(39-16b-3) 「宣」字は「聲」字の誤刻

◎この2例は前稿に記載するのを漏らしたものだ。

- ・壬申朝于武官(49-07b-9) 「官」字は「宮」字の誤刻。**標点本**は「官」字のまま。

◎**繁体版**は訂正している。「繁体版」の段階における修正である。

阮本の誤刻の例

- ・告於諸侯(10-11b-9) 「於」字は「于」字の誤刻。◆
- ・間於兩社(11-08a-1) 「於」字は「于」字の誤刻。◆

◎右の2例、**繁体版**は「於」字に作る。したがってこれは**簡体版**が訂正したのではなく、単に簡体字に置換したものであることが判明する。

- ・吉凶何從而生(14-16a-5) 「何」字は「所」字の誤刻。

◎洪亮吉『春秋左伝詁』所引では誤っていないが、**繁・簡**ともにこれを見落としている。

- ・服虔云言室屋皆發徹(16-06b-8) 「徹」字は「撤」字の誤刻。

- ・耳助包也(16-10b-4) 「包」字は「句」字の誤刻。

◎右の2例は、**繁・簡**ともに誤らず。「◆」を付すべきところであった。筆者の見落とし。

- ・蓋以玉飾纓之朱耳(16-28a-7) 「朱」字は「末」字の誤刻。

◎**繁・簡**ともに孫詒讓『校記』に従って訂正済み。「◆」を付すべきところの筆者の見落とし。

- ・則魯被尊而賓禮薦也(19-19b-9) 「薦」字は「薦」字の誤刻。◆

(**標点本**は「荐」字に誤植。)

◎「荐」字は「薦」字の簡体字であるが、繁体字としての「荐」字も有るので、「誤植」と見なした。したがって「◆」は不要。

・受事子朝 (28-30a-10) 「子」字は「干」字の誤刻

◎**繁・簡**ともに誤らず、したがって「◆」を付すべきところ。

・三人而已 (30-03b-5) 「三」字は「二」字の誤刻。

◎右の2例は**繁・簡**ともに誤らず、また道光本も訂正済みであった。したがって**重刊本で訂正されている例**に挙げるべきもの。

・或以始至 (31-14b-5) 「至」字は「致」字の誤刻。◆

◎**繁・簡**ともに「至」字。したがって「◆」は不要である。

・言成與彼俱是大夫 (35-27a-3) 「失」字は「我」字の誤刻。

◎前稿での記載漏れ。

・今傳云玄孫 (39-21a-8) 「玄」字は「曾」字の誤刻。

◎**繁体版**は洪亮吉『春秋左伝詁』に従い訂正している。

又歸公 (43-13b-5) 「又」字は「乃」字の誤刻。

吾親推之 (45-16a-2) 「吾」字は「君」字の誤刻。

◎右の2例、洪亮吉『春秋左伝詁』所引では誤っていないが、**簡**ともに見落としている。

・沽洗之鍾 (45-35a-10) 「沽」字は「姑」字の誤刻。

◎**繁体版**は訂正している。前稿では記載漏れ。

・夔脅而立 (46-01a-10) 「夔」字は「迫」字の誤刻。◆

◎前稿の「夔」字は外字フォントの打ち間違いで、正しくは「廻」字である。

・以王如平時 (50-10a-10) 「時」字は「時」字の誤刻。

◎前稿での記載漏れ。

林楚怒焉 (55-17b-6) 「焉」字は「馬」字の誤刻。

◎**繁体版**は洪亮吉『春秋左伝詁』に従い訂正している。

・一也二名也 (59-01b-4) 上の「也」字は「地」字の誤刻。

・呉所營軍之房 (59-10a-7) 「阮」刻本は「軍」字を「車」字に誤刻。

◎右の2例は**繁・簡**ともに誤らず。したがってこれに「◆」を付すべきところ、前稿の記載漏れであった。



ところでこのたび検討したこの「繁体版」とほぼ同時期に、台湾の新文豊出版公司より、「中華叢書」として「十三經注疏分段標點本」(國立編譯館主編)が公刊された。このような大事業が並行して実施された事実を前にして、中国における経書の占める位置の重大さを改めて認識している昨今である。筆者はまだこの「分段標點本」を入手していないが、次集の札記(六)でこれを取り挙げることであれば幸いである。

(本稿は平成十三年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。)